

平成29年12月
大東市議会
定例会議会議案
条例新旧対照表
【追加】

も く じ

・ 議案第 9 4 号	大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
(1)	公布の日施行分	
	・ 大東市一般職の職員の給与に関する条例	2
	・ 議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例	3 2
	・ 大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例	3 4
(2)	平成 3 0 年 4 月 1 日施行分	
	・ 大東市一般職の職員の給与に関する条例	4 0
	・ 議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例	5 0
	(付則改正)	
	・ 大東市職員の育児休業等に関する条例	5 0
	・ 大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例	5 2
・ 議案第 9 5 号	大東市職員の退職手当に関する条例	5 4
	大東市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	5 4

大東市一般職の職員の給与に関する条例
議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例
大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例
大東市職員の育児休業等に関する条例
大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例

(公布の日施行分)

新
(大東市一般職の職員の給与に関する条例)
第1条 (略) (給与)
第2条 この条例で給与とは、給料、管理職手当、 <u>初任給調整手当</u> 、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当および勤勉手当をいう。
第3条 ～ 第27条の3 (略) (勤勉手当)
第28条 (略)
2 (略)

主要改正点

- ・大東市一般職の職員の給与に関する条例にあっては、給料月額、勤勉手当の額等を改定したこと。
- ・議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例にあっては、期末手当の額を改定したこと。
- ・大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例にあっては、報酬の額を改定したこと。
- ・大東市職員の育児休業等に関する条例および大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例にあっては、改正後の大東市一般職の職員の給与に関する条例との整合性を図ったこと。

新旧対照表

旧
第1条 (略) (給与)
第2条 この条例で給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当および勤勉手当をいう。
第3条 ～ 第27条の3 (略) (勤勉手当)
第28条 (略)
2 (略)

新

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員が基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次号および付則第13項第4号において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員が基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45を乗じて得た額の総額

3 ～ 5 (略)

第28条の2 ～ 第37条 (略)

付 則

1 ～ 15 (略)

(55歳を超える職員の減額支給に関する勤勉手当の額の算出)

16 付則第13項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

17 ～ 19 (略)

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

（単位 円）

旧

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員が基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次号および付則第13項第4号において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員が基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3 ～ 5 (略)

第28条の2 ～ 第37条 (略)

付 則

1 ～ 15 (略)

(55歳を超える職員の減額支給に関する勤勉手当の額の算出)

16 付則第13項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

17 ～ 19 (略)

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

（単位 円）

新

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200

旧

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800

新

18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900

旧

18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500

新

37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	

旧

37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	

新

57	<u>221,500</u>	<u>273,500</u>	<u>320,100</u>	<u>361,700</u>	<u>378,300</u>	<u>402,200</u>	<u>443,200</u>	
58	<u>222,400</u>	<u>274,500</u>	<u>321,300</u>	<u>362,400</u>	<u>378,900</u>	<u>402,500</u>	<u>443,600</u>	
59	<u>223,200</u>	<u>275,400</u>	<u>322,500</u>	<u>363,100</u>	<u>379,500</u>	<u>402,800</u>	<u>443,900</u>	
60	<u>224,100</u>	<u>276,500</u>	<u>323,700</u>	<u>363,800</u>	<u>380,200</u>	<u>403,100</u>	<u>444,200</u>	
61	<u>224,800</u>	<u>277,600</u>	<u>324,400</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,400</u>	<u>444,500</u>	
62	<u>225,800</u>	<u>278,600</u>	<u>325,300</u>	<u>364,800</u>	<u>381,300</u>	<u>403,700</u>		
63	<u>226,600</u>	<u>279,500</u>	<u>326,100</u>	<u>365,500</u>	<u>381,900</u>	<u>404,000</u>		
64	<u>227,500</u>	<u>280,500</u>	<u>326,900</u>	<u>366,200</u>	<u>382,500</u>	<u>404,300</u>		
65	<u>228,200</u>	<u>281,100</u>	<u>327,800</u>	<u>366,500</u>	<u>382,900</u>	<u>404,600</u>		
66	<u>229,000</u>	<u>282,000</u>	<u>328,200</u>	<u>367,200</u>	<u>383,500</u>	<u>404,900</u>		
67	<u>229,900</u>	<u>282,700</u>	<u>328,900</u>	<u>367,900</u>	<u>384,100</u>	<u>405,200</u>		
68	<u>231,000</u>	<u>283,600</u>	<u>329,700</u>	<u>368,600</u>	<u>384,700</u>	<u>405,500</u>		
69	<u>231,700</u>	<u>284,600</u>	<u>330,500</u>	<u>368,900</u>	<u>385,100</u>	<u>405,700</u>		
70	<u>232,400</u>	<u>285,400</u>	<u>331,200</u>	<u>369,500</u>	<u>385,600</u>	<u>406,000</u>		
71	<u>233,000</u>	<u>286,200</u>	<u>331,900</u>	<u>370,200</u>	<u>386,100</u>	<u>406,300</u>		
72	<u>233,800</u>	<u>287,000</u>	<u>332,600</u>	<u>370,800</u>	<u>386,700</u>	<u>406,600</u>		
73	<u>234,600</u>	<u>287,800</u>	<u>333,100</u>	<u>371,100</u>	<u>387,000</u>	<u>406,800</u>		
74	<u>235,300</u>	<u>288,300</u>	<u>333,700</u>	<u>371,700</u>	<u>387,400</u>	<u>407,100</u>		
75	<u>236,000</u>	<u>288,700</u>	<u>334,200</u>	<u>372,400</u>	<u>387,800</u>	<u>407,400</u>		

旧

57	<u>220,600</u>	<u>272,800</u>	<u>319,700</u>	<u>361,300</u>	<u>377,900</u>	<u>401,800</u>	<u>442,800</u>	
58	<u>221,500</u>	<u>273,800</u>	<u>320,900</u>	<u>362,000</u>	<u>378,500</u>	<u>402,100</u>	<u>443,200</u>	
59	<u>222,300</u>	<u>274,800</u>	<u>322,100</u>	<u>362,700</u>	<u>379,100</u>	<u>402,400</u>	<u>443,500</u>	
60	<u>223,200</u>	<u>275,900</u>	<u>323,300</u>	<u>363,400</u>	<u>379,800</u>	<u>402,700</u>	<u>443,800</u>	
61	<u>223,900</u>	<u>277,100</u>	<u>324,000</u>	<u>363,800</u>	<u>380,200</u>	<u>403,000</u>	<u>444,100</u>	
62	<u>224,900</u>	<u>278,100</u>	<u>324,900</u>	<u>364,400</u>	<u>380,900</u>	<u>403,300</u>		
63	<u>225,700</u>	<u>279,000</u>	<u>325,700</u>	<u>365,100</u>	<u>381,500</u>	<u>403,600</u>		
64	<u>226,600</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,800</u>	<u>382,100</u>	<u>403,900</u>		
65	<u>227,300</u>	<u>280,700</u>	<u>327,400</u>	<u>366,100</u>	<u>382,500</u>	<u>404,200</u>		
66	<u>228,100</u>	<u>281,600</u>	<u>327,800</u>	<u>366,800</u>	<u>383,100</u>	<u>404,500</u>		
67	<u>229,000</u>	<u>282,300</u>	<u>328,500</u>	<u>367,500</u>	<u>383,700</u>	<u>404,800</u>		
68	<u>230,100</u>	<u>283,200</u>	<u>329,300</u>	<u>368,200</u>	<u>384,300</u>	<u>405,100</u>		
69	<u>230,800</u>	<u>284,200</u>	<u>330,100</u>	<u>368,500</u>	<u>384,700</u>	<u>405,300</u>		
70	<u>231,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,800</u>	<u>369,100</u>	<u>385,200</u>	<u>405,600</u>		
71	<u>232,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,500</u>	<u>369,800</u>	<u>385,700</u>	<u>405,900</u>		
72	<u>232,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,200</u>	<u>370,400</u>	<u>386,300</u>	<u>406,200</u>		
73	<u>233,700</u>	<u>287,400</u>	<u>332,700</u>	<u>370,700</u>	<u>386,600</u>	<u>406,400</u>		
74	<u>234,400</u>	<u>287,900</u>	<u>333,300</u>	<u>371,300</u>	<u>387,000</u>	<u>406,700</u>		
75	<u>235,100</u>	<u>288,300</u>	<u>333,800</u>	<u>372,000</u>	<u>387,400</u>	<u>407,000</u>		

新

76	<u>236,600</u>	<u>289,200</u>	<u>334,800</u>	<u>373,000</u>	<u>388,200</u>	<u>407,600</u>		
77	<u>237,300</u>	<u>289,300</u>	<u>335,100</u>	<u>373,400</u>	<u>388,500</u>	<u>407,800</u>		
78	<u>238,100</u>	<u>289,700</u>	<u>335,600</u>	<u>373,900</u>	<u>388,800</u>	<u>408,100</u>		
79	<u>238,900</u>	<u>289,900</u>	<u>336,000</u>	<u>374,500</u>	<u>389,100</u>	<u>408,400</u>		
80	<u>239,600</u>	<u>290,300</u>	<u>336,500</u>	<u>375,000</u>	<u>389,400</u>	<u>408,600</u>		
81	<u>240,200</u>	<u>290,500</u>	<u>336,900</u>	<u>375,500</u>	<u>389,600</u>	<u>408,800</u>		
82	<u>240,900</u>	<u>290,700</u>	<u>337,400</u>	<u>376,100</u>	<u>389,900</u>	<u>409,100</u>		
83	<u>241,600</u>	<u>291,100</u>	<u>337,900</u>	<u>376,600</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>		
84	<u>242,300</u>	<u>291,400</u>	<u>338,400</u>	<u>376,900</u>	<u>390,400</u>	<u>409,600</u>		
85	<u>242,900</u>	<u>291,700</u>	<u>338,700</u>	<u>377,300</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>		
86	<u>243,600</u>	<u>292,000</u>	<u>339,100</u>	<u>377,800</u>	<u>390,900</u>			
87	<u>244,300</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,200</u>			
88	<u>245,000</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,400</u>			
89	<u>245,600</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,000</u>	<u>391,600</u>			
90	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,500</u>	<u>391,900</u>			
91	<u>246,400</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,200</u>			
92	<u>246,800</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,400</u>			
93	<u>247,100</u>	<u>294,200</u>	<u>341,800</u>	<u>380,600</u>	<u>392,600</u>			
94		<u>294,400</u>	<u>342,200</u>					
95		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>					

旧

76	<u>235,700</u>	<u>288,800</u>	<u>334,400</u>	<u>372,600</u>	<u>387,800</u>	<u>407,200</u>		
77	<u>236,400</u>	<u>288,900</u>	<u>334,700</u>	<u>373,000</u>	<u>388,100</u>	<u>407,400</u>		
78	<u>237,200</u>	<u>289,300</u>	<u>335,200</u>	<u>373,500</u>	<u>388,400</u>	<u>407,700</u>		
79	<u>238,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,600</u>	<u>374,100</u>	<u>388,700</u>	<u>408,000</u>		
80	<u>238,700</u>	<u>289,900</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>389,000</u>	<u>408,200</u>		
81	<u>239,400</u>	<u>290,100</u>	<u>336,500</u>	<u>375,100</u>	<u>389,200</u>	<u>408,400</u>		
82	<u>240,100</u>	<u>290,300</u>	<u>337,000</u>	<u>375,700</u>	<u>389,500</u>	<u>408,700</u>		
83	<u>240,800</u>	<u>290,700</u>	<u>337,500</u>	<u>376,200</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>		
84	<u>241,500</u>	<u>291,000</u>	<u>338,000</u>	<u>376,500</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>		
85	<u>242,100</u>	<u>291,300</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>		
86	<u>242,800</u>	<u>291,600</u>	<u>338,700</u>	<u>377,400</u>	<u>390,500</u>			
87	<u>243,500</u>	<u>291,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,800</u>			
88	<u>244,200</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,000</u>			
89	<u>244,900</u>	<u>292,600</u>	<u>339,900</u>	<u>378,600</u>	<u>391,200</u>			
90	<u>245,400</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,100</u>	<u>391,500</u>			
91	<u>245,800</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,800</u>			
92	<u>246,300</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,000</u>			
93	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,400</u>	<u>380,200</u>	<u>392,200</u>			
94		<u>294,000</u>	<u>341,800</u>					
95		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>					

新

<u>96</u>		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>					
<u>97</u>		<u>295,400</u>	<u>343,200</u>					
<u>98</u>		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>					
<u>99</u>		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>					
<u>100</u>		<u>296,500</u>	<u>344,400</u>					
<u>101</u>		<u>296,700</u>	<u>344,700</u>					
<u>102</u>		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>					
<u>103</u>		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>					
<u>104</u>		<u>297,700</u>	<u>345,900</u>					
<u>105</u>		<u>297,900</u>	<u>346,400</u>					
<u>106</u>		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>					
<u>107</u>		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>					
<u>108</u>		<u>298,900</u>	<u>347,600</u>					
<u>109</u>		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>					
<u>110</u>		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>					
<u>111</u>		<u>299,900</u>	<u>348,800</u>					
<u>112</u>		<u>300,200</u>	<u>349,100</u>					
<u>113</u>		<u>300,300</u>	<u>349,600</u>					
<u>114</u>		<u>300,600</u>						

旧

<u>96</u>		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>					
<u>97</u>		<u>295,000</u>	<u>342,800</u>					
<u>98</u>		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>					
<u>99</u>		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>					
<u>100</u>		<u>296,100</u>	<u>344,000</u>					
<u>101</u>		<u>296,300</u>	<u>344,300</u>					
<u>102</u>		<u>296,600</u>	<u>344,700</u>					
<u>103</u>		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>					
<u>104</u>		<u>297,300</u>	<u>345,500</u>					
<u>105</u>		<u>297,500</u>	<u>346,000</u>					
<u>106</u>		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>					
<u>107</u>		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>					
<u>108</u>		<u>298,500</u>	<u>347,200</u>					
<u>109</u>		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>					
<u>110</u>		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>					
<u>111</u>		<u>299,500</u>	<u>348,400</u>					
<u>112</u>		<u>299,800</u>	<u>348,700</u>					
<u>113</u>		<u>299,900</u>	<u>349,200</u>					
<u>114</u>		<u>300,200</u>						

新

115	300,900						
116	301,300						
117	301,500						
118	301,700						
119	302,000						
120	302,300						
121	302,700						
122	302,900						
123	303,200						
124	303,500						
125	303,800						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第4条、第10条関係）

再任用職員行政職給料表

（単位 円）

等級	1級	2級	3級	4級
給料月額	187,300	214,800	254,800	274,200

備考 この表は、再任用職員に適用する。

旧

115	300,500						
116	300,900						
117	301,100						
118	301,300						
119	301,600						
120	301,900						
121	302,300						
122	302,500						
123	302,800						
124	303,100						
125	303,400						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第4条、第10条関係）

再任用職員行政職給料表

（単位 円）

等級	1級	2級	3級	4級
給料月額	186,900	214,400	254,400	273,800

備考 この表は、再任用職員に適用する。

新

別表第3（第4条、第10条関係）

任期付職員行政職給料表

（単位 円）

等級	給料月額
1	179,200
2	185,800
3	192,700
4	199,700
5	206,800
6	213,600
7	220,600
8	227,000
9	233,100
10	238,600
11	247,200
12	252,900
13	259,700

備考 この表は、任期付職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

旧

別表第3（第4条、第10条関係）

任期付職員行政職給料表

（単位 円）

等級	給料月額
1	178,200
2	184,800
3	191,700
4	198,700
5	205,800
6	212,600
7	219,600
8	226,000
9	232,200
10	237,700
11	246,300
12	252,000
13	258,800

備考 この表は、任期付職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

新

医療職給料表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額			
1	246,400	331,800	396,700	471,100
2	248,900	334,800	399,600	473,400
3	251,400	337,700	402,500	475,600
4	253,900	340,700	405,300	477,900
5	256,200	343,400	408,000	480,200
6	260,000	346,700	410,700	482,400
7	263,800	349,800	413,500	484,600
8	267,600	352,900	416,200	486,800
9	271,200	355,700	418,600	488,800
10	275,200	358,600	421,300	490,900
11	279,200	361,700	423,900	493,000
12	283,200	364,900	426,600	495,100
13	287,000	367,900	429,000	497,200
14	291,000	371,500	431,500	499,300
15	294,900	374,700	433,900	501,400

旧

医療職給料表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額			
1	245,200	330,500	395,500	470,600
2	247,700	333,500	398,400	472,900
3	250,200	336,400	401,300	475,100
4	252,700	339,400	404,100	477,400
5	255,000	342,100	406,800	479,700
6	258,800	345,400	409,500	481,900
7	262,600	348,500	412,300	484,100
8	266,400	351,600	415,000	486,300
9	270,000	354,500	417,500	488,300
10	274,000	357,400	420,200	490,400
11	278,000	360,500	422,900	492,500
12	282,000	363,700	425,600	494,600
13	285,800	366,700	428,000	496,700
14	289,800	370,300	430,500	498,800
15	293,700	373,500	432,900	500,900

新

16	<u>298,800</u>	<u>378,400</u>	<u>436,400</u>	<u>503,500</u>
17	<u>302,600</u>	<u>382,000</u>	<u>438,500</u>	<u>505,600</u>
18	<u>306,200</u>	<u>384,700</u>	<u>440,900</u>	<u>507,600</u>
19	<u>309,700</u>	<u>387,500</u>	<u>443,200</u>	<u>509,600</u>
20	<u>313,300</u>	<u>390,200</u>	<u>445,600</u>	<u>511,600</u>
21	<u>316,900</u>	<u>393,100</u>	<u>447,200</u>	<u>513,400</u>
22	<u>320,600</u>	<u>395,700</u>	<u>449,600</u>	<u>515,200</u>
23	<u>324,100</u>	<u>398,300</u>	<u>452,000</u>	<u>517,100</u>
24	<u>327,600</u>	<u>400,700</u>	<u>454,300</u>	<u>519,000</u>
25	<u>331,100</u>	<u>402,900</u>	<u>456,300</u>	<u>520,700</u>
26	<u>333,900</u>	<u>405,200</u>	<u>458,600</u>	<u>522,500</u>
27	<u>336,500</u>	<u>407,400</u>	<u>460,800</u>	<u>524,300</u>
28	<u>339,100</u>	<u>409,700</u>	<u>463,100</u>	<u>526,100</u>
29	<u>341,900</u>	<u>412,000</u>	<u>465,300</u>	<u>527,800</u>
30	<u>344,000</u>	<u>414,100</u>	<u>467,600</u>	<u>529,600</u>
31	<u>346,200</u>	<u>416,100</u>	<u>469,900</u>	<u>531,400</u>
32	<u>348,600</u>	<u>418,200</u>	<u>472,100</u>	<u>533,200</u>
33	<u>350,900</u>	<u>420,200</u>	<u>474,100</u>	<u>534,800</u>
34	<u>353,300</u>	<u>422,100</u>	<u>476,200</u>	<u>536,600</u>
35	<u>355,500</u>	<u>423,900</u>	<u>478,300</u>	<u>538,300</u>

旧

16	<u>297,600</u>	<u>377,200</u>	<u>435,400</u>	<u>503,000</u>
17	<u>301,400</u>	<u>380,800</u>	<u>437,600</u>	<u>505,100</u>
18	<u>305,000</u>	<u>383,500</u>	<u>440,000</u>	<u>507,100</u>
19	<u>308,500</u>	<u>386,300</u>	<u>442,400</u>	<u>509,100</u>
20	<u>312,100</u>	<u>389,000</u>	<u>444,800</u>	<u>511,100</u>
21	<u>315,700</u>	<u>391,900</u>	<u>446,600</u>	<u>512,900</u>
22	<u>319,400</u>	<u>394,500</u>	<u>449,000</u>	<u>514,700</u>
23	<u>322,900</u>	<u>397,100</u>	<u>451,400</u>	<u>516,600</u>
24	<u>326,400</u>	<u>399,500</u>	<u>453,700</u>	<u>518,500</u>
25	<u>329,900</u>	<u>401,800</u>	<u>455,800</u>	<u>520,200</u>
26	<u>332,700</u>	<u>404,100</u>	<u>458,100</u>	<u>522,000</u>
27	<u>335,300</u>	<u>406,400</u>	<u>460,300</u>	<u>523,800</u>
28	<u>337,900</u>	<u>408,700</u>	<u>462,600</u>	<u>525,600</u>
29	<u>340,700</u>	<u>411,000</u>	<u>464,800</u>	<u>527,400</u>
30	<u>342,800</u>	<u>413,100</u>	<u>467,100</u>	<u>529,200</u>
31	<u>345,000</u>	<u>415,100</u>	<u>469,400</u>	<u>531,000</u>
32	<u>347,400</u>	<u>417,200</u>	<u>471,600</u>	<u>532,800</u>
33	<u>349,700</u>	<u>419,300</u>	<u>473,600</u>	<u>534,400</u>
34	<u>352,100</u>	<u>421,200</u>	<u>475,700</u>	<u>536,200</u>
35	<u>354,300</u>	<u>423,200</u>	<u>477,800</u>	<u>537,900</u>

新

36	<u>358,000</u>	<u>425,900</u>	<u>480,400</u>	<u>540,100</u>
37	<u>360,400</u>	<u>427,800</u>	<u>482,500</u>	<u>541,700</u>
38	<u>362,800</u>	<u>429,800</u>	<u>484,300</u>	<u>543,300</u>
39	<u>365,200</u>	<u>431,800</u>	<u>486,100</u>	<u>544,700</u>
40	<u>367,400</u>	<u>433,800</u>	<u>487,900</u>	<u>546,300</u>
41	<u>369,700</u>	<u>435,600</u>	<u>489,600</u>	<u>547,800</u>
42	<u>371,100</u>	<u>437,400</u>	<u>491,400</u>	<u>549,200</u>
43	<u>372,600</u>	<u>439,100</u>	<u>493,200</u>	<u>550,600</u>
44	<u>374,000</u>	<u>440,900</u>	<u>495,000</u>	<u>551,900</u>
45	<u>375,300</u>	<u>442,800</u>	<u>496,600</u>	<u>553,100</u>
46	<u>376,700</u>	<u>444,600</u>	<u>498,300</u>	<u>554,100</u>
47	<u>378,200</u>	<u>446,400</u>	<u>500,100</u>	<u>555,100</u>
48	<u>379,700</u>	<u>448,100</u>	<u>501,900</u>	<u>556,100</u>
49	<u>380,900</u>	<u>449,900</u>	<u>503,500</u>	<u>557,100</u>
50	<u>381,900</u>	<u>451,600</u>	<u>504,800</u>	<u>558,000</u>
51	<u>382,900</u>	<u>453,400</u>	<u>506,100</u>	<u>558,900</u>
52	<u>383,800</u>	<u>455,200</u>	<u>507,400</u>	<u>559,800</u>
53	<u>384,700</u>	<u>457,100</u>	<u>508,500</u>	<u>560,600</u>
54	<u>385,600</u>	<u>458,300</u>	<u>509,800</u>	<u>561,500</u>

旧

36	<u>356,800</u>	<u>425,200</u>	<u>479,900</u>	<u>539,700</u>
37	<u>359,200</u>	<u>427,200</u>	<u>482,000</u>	<u>541,300</u>
38	<u>361,600</u>	<u>429,200</u>	<u>483,800</u>	<u>542,900</u>
39	<u>364,000</u>	<u>431,200</u>	<u>485,600</u>	<u>544,300</u>
40	<u>366,200</u>	<u>433,200</u>	<u>487,400</u>	<u>545,900</u>
41	<u>368,500</u>	<u>435,100</u>	<u>489,100</u>	<u>547,400</u>
42	<u>369,900</u>	<u>436,900</u>	<u>490,900</u>	<u>548,800</u>
43	<u>371,400</u>	<u>438,600</u>	<u>492,700</u>	<u>550,200</u>
44	<u>372,800</u>	<u>440,400</u>	<u>494,500</u>	<u>551,500</u>
45	<u>374,300</u>	<u>442,300</u>	<u>496,100</u>	<u>552,700</u>
46	<u>375,700</u>	<u>444,100</u>	<u>497,800</u>	<u>553,700</u>
47	<u>377,200</u>	<u>445,900</u>	<u>499,600</u>	<u>554,700</u>
48	<u>378,700</u>	<u>447,600</u>	<u>501,400</u>	<u>555,700</u>
49	<u>379,900</u>	<u>449,400</u>	<u>503,000</u>	<u>556,700</u>
50	<u>380,900</u>	<u>451,100</u>	<u>504,300</u>	<u>557,600</u>
51	<u>381,900</u>	<u>452,900</u>	<u>505,600</u>	<u>558,500</u>
52	<u>382,800</u>	<u>454,700</u>	<u>506,900</u>	<u>559,400</u>
53	<u>383,800</u>	<u>456,600</u>	<u>508,100</u>	<u>560,200</u>
54	<u>384,700</u>	<u>457,800</u>	<u>509,400</u>	<u>561,100</u>

新

55	<u>386,300</u>	<u>459,500</u>	<u>511,100</u>	<u>562,400</u>
56	<u>387,200</u>	<u>460,700</u>	<u>512,400</u>	<u>563,300</u>
57	<u>388,000</u>	<u>461,900</u>	<u>513,400</u>	<u>564,200</u>
58	<u>388,900</u>	<u>462,900</u>	<u>514,200</u>	<u>565,100</u>
59	<u>389,700</u>	<u>463,900</u>	<u>515,000</u>	<u>566,000</u>
60	<u>390,500</u>	<u>464,900</u>	<u>515,800</u>	<u>566,700</u>
61	<u>391,100</u>	<u>465,700</u>	<u>516,700</u>	<u>567,600</u>
62	<u>391,600</u>	<u>466,400</u>	<u>517,500</u>	<u>568,500</u>
63	<u>392,000</u>	<u>467,100</u>	<u>518,400</u>	<u>569,400</u>
64	<u>392,500</u>	<u>467,800</u>	<u>519,200</u>	<u>570,300</u>
65	<u>392,800</u>	<u>468,500</u>	<u>520,100</u>	<u>571,200</u>
66		<u>469,200</u>	<u>521,000</u>	
67		<u>469,900</u>	<u>521,700</u>	
68		<u>470,600</u>	<u>522,600</u>	
69		<u>470,900</u>	<u>523,500</u>	
70		<u>471,600</u>	<u>524,300</u>	
71		<u>472,300</u>	<u>525,200</u>	
72		<u>473,000</u>	<u>526,100</u>	
73		<u>473,400</u>	<u>526,900</u>	
74		<u>474,000</u>	<u>527,800</u>	

旧

55	<u>385,600</u>	<u>459,000</u>	<u>510,700</u>	<u>562,000</u>
56	<u>386,500</u>	<u>460,200</u>	<u>512,000</u>	<u>562,900</u>
57	<u>387,400</u>	<u>461,400</u>	<u>513,000</u>	<u>563,800</u>
58	<u>388,300</u>	<u>462,400</u>	<u>513,800</u>	<u>564,700</u>
59	<u>389,100</u>	<u>463,400</u>	<u>514,600</u>	<u>565,600</u>
60	<u>389,900</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>	<u>566,300</u>
61	<u>390,600</u>	<u>465,200</u>	<u>516,300</u>	<u>567,200</u>
62	<u>391,100</u>	<u>465,900</u>	<u>517,100</u>	<u>568,100</u>
63	<u>391,500</u>	<u>466,600</u>	<u>518,000</u>	<u>569,000</u>
64	<u>392,000</u>	<u>467,300</u>	<u>518,800</u>	<u>569,900</u>
65	<u>392,300</u>	<u>468,000</u>	<u>519,700</u>	<u>570,800</u>
66		<u>468,700</u>	<u>520,600</u>	
67		<u>469,400</u>	<u>521,300</u>	
68		<u>470,100</u>	<u>522,200</u>	
69		<u>470,500</u>	<u>523,100</u>	
70		<u>471,200</u>	<u>523,900</u>	
71		<u>471,900</u>	<u>524,800</u>	
72		<u>472,600</u>	<u>525,700</u>	
73		<u>473,000</u>	<u>526,500</u>	
74		<u>473,600</u>	<u>527,400</u>	

新

75		<u>474,700</u>	<u>528,700</u>	
76		<u>475,400</u>	<u>529,400</u>	
77		<u>475,800</u>	<u>530,200</u>	
78		<u>476,400</u>	<u>531,100</u>	
79		<u>477,000</u>	<u>532,000</u>	
80		<u>477,500</u>	<u>532,900</u>	
81		<u>478,100</u>	<u>533,700</u>	
82		<u>478,600</u>	<u>534,600</u>	
83		<u>479,100</u>	<u>535,500</u>	
84		<u>479,600</u>	<u>536,400</u>	
85		<u>480,000</u>	<u>537,200</u>	
86		<u>480,600</u>	<u>538,100</u>	
87		<u>481,000</u>	<u>539,000</u>	
88		<u>481,500</u>	<u>539,900</u>	
89		<u>482,000</u>	<u>540,700</u>	
90		<u>482,600</u>		
91		<u>483,200</u>		
92		<u>483,600</u>		
93		<u>484,100</u>		

旧

75		<u>474,300</u>	<u>528,300</u>	
76		<u>475,000</u>	<u>529,000</u>	
77		<u>475,400</u>	<u>529,800</u>	
78		<u>476,000</u>	<u>530,700</u>	
79		<u>476,600</u>	<u>531,600</u>	
80		<u>477,100</u>	<u>532,500</u>	
81		<u>477,700</u>	<u>533,300</u>	
82		<u>478,200</u>	<u>534,200</u>	
83		<u>478,700</u>	<u>535,100</u>	
84		<u>479,200</u>	<u>536,000</u>	
85		<u>479,600</u>	<u>536,800</u>	
86		<u>480,200</u>	<u>537,700</u>	
87		<u>480,600</u>	<u>538,600</u>	
88		<u>481,100</u>	<u>539,500</u>	
89		<u>481,600</u>	<u>540,300</u>	
90		<u>482,200</u>		
91		<u>482,800</u>		
92		<u>483,200</u>		
93		<u>483,700</u>		

新

94		<u>484,700</u>		
95		<u>485,300</u>		
96		<u>485,900</u>		
97		<u>486,400</u>		

備考 この表は、医師に適用する。

別表第5 ～ 別表第7 (略)

(議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例)

第1条 ～ 第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～ (4) (略)

3 (略)

第6条 (略)

旧

94		<u>484,300</u>		
95		<u>484,900</u>		
96		<u>485,500</u>		
97		<u>486,000</u>		

備考 この表は、医師に適用する。

別表第5 ～ 別表第7 (略)

第1条 ～ 第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～ (4) (略)

3 (略)

第6条 (略)

新

(大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例)

本則 (略)

別表第1 ~ 別表第4 (略)

別表第5 (第2条関係)

嘱託員として任用される非常勤職員の報酬の額

(単位 円)

等級	報酬の額 (1月当たり)
初	192,700
1	196,300
2	201,500
3	206,800
4	212,200
5	217,100
6	222,300
7	225,500
8	230,300
9	234,600
10	238,600

旧

本則 (略)

別表第1 ~ 別表第4 (略)

別表第5 (第2条関係)

嘱託員として任用される非常勤職員の報酬の額

(単位 円)

等級	報酬の額 (1月当たり)
初	191,700
1	195,300
2	200,500
3	205,800
4	211,200
5	216,100
6	221,300
7	224,500
8	229,300
9	233,700
10	237,700

新

<u>11</u>	<u>243,300</u>
<u>12</u>	<u>247,000</u>
<u>13</u>	<u>250,700</u>
<u>14</u>	<u>255,000</u>
<u>15</u>	<u>260,200</u>
<u>16</u>	<u>264,100</u>
<u>17</u>	<u>268,800</u>
<u>18</u>	<u>273,500</u>
<u>19</u>	<u>277,600</u>
<u>20</u>	<u>282,000</u>
<u>21</u>	<u>287,000</u>
<u>22</u>	<u>288,700</u>
<u>23</u>	<u>290,300</u>
<u>24</u>	<u>292,000</u>
<u>25</u>	<u>293,700</u>
<u>26</u>	<u>295,200</u>
<u>27</u>	<u>297,000</u>
<u>28</u>	<u>298,600</u>
<u>29</u>	<u>300,300</u>
<u>30</u>	<u>301,700</u>

旧

<u>11</u>	<u>242,400</u>
<u>12</u>	<u>246,100</u>
<u>13</u>	<u>249,800</u>
<u>14</u>	<u>254,100</u>
<u>15</u>	<u>259,300</u>
<u>16</u>	<u>263,300</u>
<u>17</u>	<u>268,000</u>
<u>18</u>	<u>272,800</u>
<u>19</u>	<u>277,100</u>
<u>20</u>	<u>281,600</u>
<u>21</u>	<u>286,600</u>
<u>22</u>	<u>288,300</u>
<u>23</u>	<u>289,900</u>
<u>24</u>	<u>291,600</u>
<u>25</u>	<u>293,300</u>
<u>26</u>	<u>294,800</u>
<u>27</u>	<u>296,600</u>
<u>28</u>	<u>298,200</u>
<u>29</u>	<u>299,900</u>
<u>30</u>	<u>301,300</u>

新

31	303,200
甲	196,300

備考

- 1 この表の報酬の額は、第2条第1項第5号に規定する嘱託員として任用される非常勤職員の勤務時間が、一般職の常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3の場合の額とし、勤務時間が異なる場合の報酬の額は、規則で定める額とする。
- 2 4月1日において年齢が満60歳を超える者にあつては、甲の項右欄に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める額を報酬の額とする。
- 3 新たにこの表の適用を受けることとなった者の等級の設定方法は、規則で定める。
- 4 1年間良好な成績で勤務したときは、規則で定めるところにより、直近上位の等級に昇級することができる。ただし、4月1日において年齢が満55歳を超える者にあつては、昇級することができない。

旧

31	302,800
甲	195,300

備考

- 1 この表の報酬の額は、第2条第1項第5号に規定する嘱託員として任用される非常勤職員の勤務時間が、一般職の常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3の場合の額とし、勤務時間が異なる場合の報酬の額は、規則で定める額とする。
- 2 4月1日において年齢が満60歳を超える者にあつては、甲の項右欄に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める額を報酬の額とする。
- 3 新たにこの表の適用を受けることとなった者の等級の設定方法は、規則で定める。
- 4 1年間良好な成績で勤務したときは、規則で定めるところにより、直近上位の等級に昇級することができる。ただし、4月1日において年齢が満55歳を超える者にあつては、昇級することができない。

新

(大東市一般職の職員の給与に関する条例)

第1条 ～ 第26条 (略)

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員（第29条第5項の規定を受ける職員および規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～ (4) (略)

3 (略)

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在）において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 ～ 7 (略)

第27条の2 ～ 第27条の3 (略)

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を

旧

第1条 ～ 第26条 (略)

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条から第27条の3までおよび付則第13項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第27条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員（第29条第5項の規定を受ける職員および規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～ (4) (略)

3 (略)

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。付則第13項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 ～ 7 (略)

第27条の2 ～ 第27条の3 (略)

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条および付則第13項第4

新

「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、市長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 (略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員が基準日現在(退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次号において同じ。)において受けるべき勤労手当基礎額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員が基準日現在において受けるべき勤労手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3 ~ 5 (略)

第28条の2 ~ 第37条 (略)

付 則

1 ~ 12 (略)

旧

号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、市長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 (略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員が基準日現在(退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次号および付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員が基準日現在において受けるべき勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45を乗じて得た額の総額

3 ~ 5 (略)

第28条の2 ~ 第37条 (略)

付 則

1 ~ 12 (略)

(55歳を超える職員の給料月額等の減額支給)

13 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項、次項および付則第17項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合に

新

旧

あつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額(当該特定職員が第32条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額(当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、付則第15項および第16項において「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項および付則第15項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額(第27条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末

新

旧

手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額およびこれに対する地域手当の月額合計額(第28条第3項において準用する第27条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第16項において「勤勉手当減額対象額」という。)に当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第28条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額およびこれに対する地域手当の月額合計額(同条第3項において準用する第27条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第16項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第28条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第29条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第29条第1項 前各号に定める額

イ 第29条第2項または第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第29条第4項 第1号および第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第29条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6級

新

旧

(55歳を超える職員の減額支給に関する委任)

14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日
に特定職員とな
った場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、
規則で定める。

(55歳を超える職員の減額支給に関する勤務1時間当たりの給与額の算出)

15 付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第20条か
ら第22条までまたは第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第30条の規
定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額およびこれに対する
地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じ
たものから1日の勤務時間に20を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分
の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額お
よびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務
時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に20を乗じたものを減じたもので除して
得た額)に相当する額を減じた額とする。

(55歳を超える職員の減額支給に関する勤勉手当の額の算出)

16 付則第13項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の
規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第13
項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の
1.275を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額
に100分の85を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(特定職員等の管理職手当の額)

17 平成30年3月31日までの間、次に掲げる職員の管理職手当の額は、第13条第
3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額と
する。

(1) 特定職員の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55
歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定

新

13 (略)

(議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例)

第1条 ~ 第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ~ (4) (略)

3 (略)

第6条 (略)

(大東市職員の育児休業等に関する条例)

本則 (略)

旧

職員となった日)以降の管理職手当の額

(2) 再任用職員のうち、規則で定める職にある者の管理職手当の額

(3) 任期付職員のうち、規則で定める職にある者の55歳に達した日後における最初の4月1日以降の管理職手当の額

(特定職員等の管理職手当に関する委任)

18 前項に規定するもののほか、同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

19 (略)

第1条 ~ 第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ~ (4) (略)

3 (略)

第6条 (略)

本則 (略)

新

付 則

1 ～ 2 (略)

(大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例)

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第4条 (略)

旧

付 則

1 ～ 2 (略)

(給与条例付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

3 給与条例付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第10条の規定の適用については、同条中「第30条」とあるのは、「付則第15項」と読み替えるものとする。

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第4条 (略)

(一般職給与条例付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

第5条 一般職給与条例付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第30条」とあるのは、「付則第15項」と読み替えるものとする。

大東市職員の退職手当に関する条例

大東市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

新

(大東市職員の退職手当に関する条例)

本則 (略)

付 則

1 ~ 3 (略)

4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条ならびに付則第4項」とする。

5 ~ 11 (略)

(大東市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例)

第1条 (略)

(大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 (略)

第3条 大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第22号)の一部を次のように改正する。

主要改正点

- ・一般職の職員の退職手当の額を引き下げたこと。

新旧対照表

旧

本則 (略)

付 則

1 ~ 3 (略)

4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条ならびに付則第4項」とする。

5 ~ 11 (略)

第1条 (略)

(大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 (略)

第3条 大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第22号)の一部を次のように改正する。

新

付則第2項中「付則第3項」を「付則第4項」に、「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額（当該勤続期間が43年または44年の者であって、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合によりまたは公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第4項の規定の例により計算して得られる額

（法第28条の2第1項の規定により退職した者（法第28条の3第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）またはこれに準ずる他の法令等の規定により退職した者のうち勤続期間が25年未満の者）にあっては、大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第22号）による改正前の大東市職員の退職手当に関する条例第3条または第4条の規定にかかわらず、同条例第5条の規定により計算した額）にそれぞれ100分の83.7

（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病または死亡によらずにその者の都合により退職したものおよび37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、大東市職員の退職手当に関する条例第2条の4」に改め、「付則第9項の規定による改正後の」を削る。

旧

付則第2項中「付則第3項」を「付則第4項」に、「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額（当該勤続期間が43年または44年の者であって、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合によりまたは公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第4項の規定の例により計算して得られる額

（法第28条の2第1項の規定により退職した者（法第28条の3第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）またはこれに準ずる他の法令等の規定により退職した者のうち勤続期間が25年未満の者）にあっては、大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第22号）による改正前の大東市職員の退職手当に関する条例第3条または第4条の規定にかかわらず、同条例第5条の規定により計算した額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病または死亡によらずにその者の都合により退職したものおよび37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、大東市職員の退職手当に関する条例第2条の4」に改め、「付則第9項の規定による改正後の」を削る。

印刷物番号
29-62